

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年1月24日 09時44分ごろ
発生場所	長崎県対馬市三浦湾 対馬黒島灯台から真方位240° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 18.2′ 東経129° 23.0′)
事故の概要	漁船 <sup>だいふく</sup> 大福丸は、西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年2月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 大福丸、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-16852（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部船底に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、対馬市尾崎漁港を出港して三浦湾に向かい、同湾で海上保安官4人を乗せ、航走時の船首浮上の測定の目的で、手動操舵により、主機を回転数毎分約1,000及び約1,500として東進した後、減速して反転し、主機を最大約2,000に増速して西進した。</p> <p>船長は、舵輪右舷後方のいすに腰を掛け、GPSを作動させて舵を中央とし、船首浮上により船首方に死角を生じた状態で航行中、衝撃を感じ、本船が三浦湾の浅瀬に乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船は、巡視艇の伴走の下、定係地に自力で戻った。</p> <p>船長は、頭部に出血が認められたので、病院で受診したところ頭部打撲と診断された。</p> <p>船長は、主機を最大回転数とした結果、針路が不安定となり、本船が徐々に左転したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、三浦湾の浅瀬が陸岸付近の岩と隣接していたので、死角を補う見張りをしていれば、岩に気付いて浅瀬に乗り揚げたことはなかったと、本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、船長が、船首浮上により生じた死角を補う見張りを行っていなかったことから、徐々に左転して三浦湾の陸岸付近の岩に向かっていることに気付かず、同岩と隣接する浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、船長が、船首浮上により生じた死角を補う見張りを行っ

	<p>ていなかったため、徐々に左転して三浦湾の陸岸付近の岩に向かって いることに気付かず、本船が同岩と隣接する浅瀬に乗り揚げたものと 考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船首が浮上して死角が生じる場合、死角を補う適切な見張りを行 うこと。</li></ul>